

保育が必要な状況を証明する書類（原則として父母の書類）

保護者の状況	提出書類	注意事項
会社などに勤務している場合 （会社員・パート・アルバイト・派遣社員などの方） ※法人の代表者もこちらの用紙です。	<input type="checkbox"/> 就労証明書 （雇用主等による証明が必要です）	※月60時間以上の就労が証明されない場合は、求職扱いとなります。 ※産休明け・育休明けの場合は、職場復帰日の記入が必要です。 ※育児休業からの復帰または新たに就労を開始する方は「復職に関する申立書」の提出が必要です。
自営業の場合（個人事業主の方）	<input type="checkbox"/> 就労申告書	※直近の確定申告書の控えの写しの提出が必要です。 ※確定申告書の控えの写しが提出できない場合は、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書等を提出してください。
内職の場合	<input type="checkbox"/> 就労申告書 （内職業者からの証明が必要です）	
農業の場合	<input type="checkbox"/> 就労申告書 <input type="checkbox"/> 水稲共済細目書異動申告書の控え(写) または、耕作状況証明書 <input type="checkbox"/> 賃借契約書の写し （耕作地を賃借している場合）	※家庭菜園や自家消費分の耕作のみの場合は、認められません。
妊娠・出産の場合	<input type="checkbox"/> 妊産婦医療費受給資格者証の写し または、出産予定日の分かる書類 （例：母子健康手帳の写し等）	
保護者が疾病・障がいの場合	<input type="checkbox"/> 意見書	
同居の親族の介護・看護をする場合	<input type="checkbox"/> 意見書（要介護者・要看護者のもの） <input type="checkbox"/> 介護・看護・付添状況申立書	
災害等で罹災した自宅等の復旧活動を行う場合	<input type="checkbox"/> 災証明書 <input type="checkbox"/> 申立書	
求職活動を継続的に行っている（起業準備を含む）	<input type="checkbox"/> 求職中の保育の必要性の認定に係る誓約書	※求職中で利用した場合は、利用後90日以内に必ず月60時間以上、就労をしていただく必要があります。

<p>大学、職業訓練校、専門学校などに通学している場合</p>	<p><input type="checkbox"/>在学（在籍）証明書の原本 （受講期間が明記されたもの） <input type="checkbox"/>受講状況がわかるカリキュラム表の写し <input type="checkbox"/>合格通知（これから就学される方） <input type="checkbox"/>就学状況申立書</p>	<p>※趣味の講座、カルチャースクールなどは認められません。</p>
<p>社会的養護</p>	<p><input type="checkbox"/>公的機関が発行する証明書</p>	<p>※こども家庭センター・児童相談所等へご相談いただいた後の申込みになります。</p>